

国道1号 原宿交差点立体化工事

下り線のトンネル工事に伴う「移植計画」の変更のお知らせ

～工事に支障となる影響範囲が確定しました～

国道1号原宿交差点立体化事業地内の中央分離帯に現に存するクロマツ等の樹木が、事業の実施に際して支障となる事から、工事に先立ち「原宿地区の緑化に関する検討会」(委員長：丸田頼一(千葉大学名誉教授))において、「移植計画」「緑化計画」を平成18年3月に策定しました。

今回、下り線のトンネル工事着手にあたり、樹木の移植について詳細に調査・検討した結果、「移植計画」の見直しが必要となりましたので、その結果をお知らせ致します。

■ 前回(平成18年3月)、お知らせしていた立体化工事に伴う「移植計画」「緑化計画」について

緑化計画・・・ 工事完成後の中央分離帯(L=約130m)における計画であり、クロマツを基調木、タブノキをアクセント木として配置した計画

移植計画・・・ 緑化計画を踏まえ、事業地内にある全ての樹木を搬出先に移植する計画

注) 両計画は事業地内の全ての樹木が工事に支障となった場合を前提として策定したものです。

詳細な樹木調査の実施

● 「移植計画」の見直しが必要となりました。

今回、下り線のトンネル工事の施工計画が決定し、工事に支障となる中央分離帯の樹木の影響範囲が確定しました。

これにより、樹木の形状、幹の腐朽・空洞化の状況、根元の状況など詳細に調査を実施し、現地状況を踏まえ移植方法を詳細に検討した結果、一部移植ができない樹木(クロマツ以外)が11本生じたため、移植計画を見直しました。

なお、移植等の時期は、9月～10月頃の予定です。

※移植できない樹木は有効活用します。

※歩道にある樹木1本は、車道切替工事に影響するため7月下旬に予定しています。

● 今後の取り組み

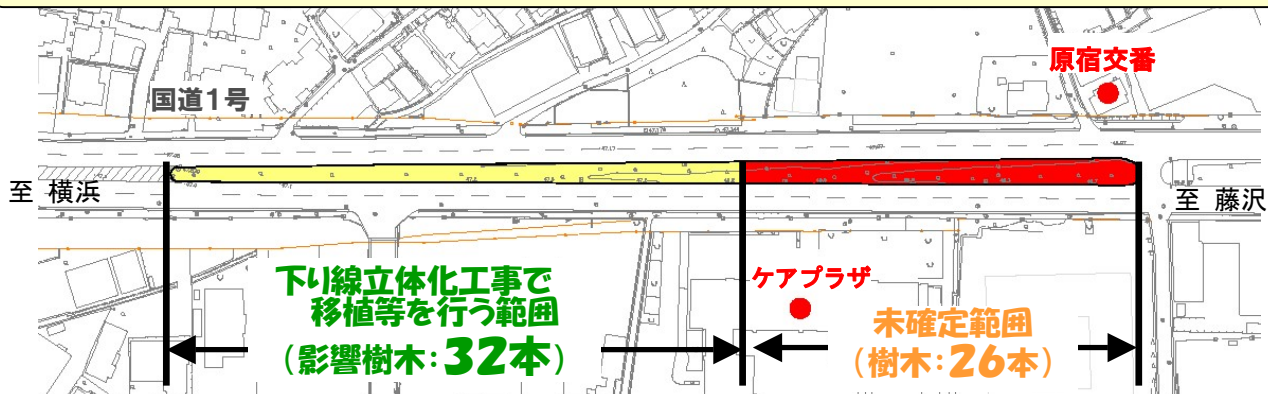
事業地内樹木のうち影響が確定していない範囲について、今後工事に支障となるか詳細な検討を行い、必要に応じて「緑化計画」「移植計画」の見直しを行い、その結果をお知らせしていきます。



●「移植計画」の見直しが必要となりました。

下り線のトンネル工事の影響範囲が確定しました。

- 事業地内の全ての樹木(58本)を工事影響範囲としています。下り線のトンネル工事の施工計画が決定し、工事に支障となる中央分離帯の樹木の影響範囲が確定しました。
- 残る未確定範囲については、今後詳細に検討して参ります。

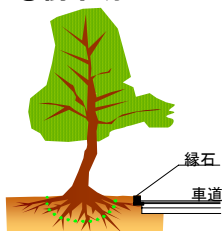


※注)従前は事業地内の樹木本数を59本としていましたが、枯損し、倒木等の危険があったため、1本(クロマツ H=3.5m)は平成18年8月にやむを得ず撤去しています。

樹木の詳細な調査と現地状況を踏まえた検討を行いました。

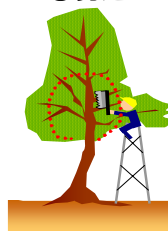
- 中央分離帯の樹木の形状、幹の腐朽・空洞化の状況、根元の状況など詳細に調査を実施し、現地状況を踏まえ移植方法を詳細に検討しました。
これらの調査・検討結果から、どうしても一部移植ができない樹木(クロマツ以外)が11本生じました。
(主な理由) : 樹木の健全性 (腐朽、空洞) 32本中 6本
根鉢が取れない(移植しても枯れてしまう) 残りの26本中 5本
(移植可能本数は21本)
- 移植等の時期は、9月～10月頃の予定です。
※移植できない樹木は有効活用します。
※歩道にある樹木1本は、車道切替工事に影響するため7月下旬に予定しています。
- 移植作業は、トラッククレーンを使って樹木を吊り上げ、トレーラー等に積み込んで移植先に運搬する作業となります。

①樹木調査



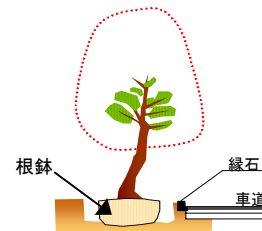
樹木の形状、幹の腐朽・空洞化の状況、根元の状況などの調査を行う。

②剪定



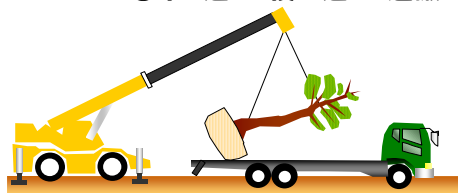
樹木の衰退を防いだり、運搬するため、掘取り作業の前に剪定を行う。

③掘取り



樹木の大きさに応じ必要な根鉢と作業スペースを確保する。(事前に必要に応じて根回しを行う)

④吊り込み・積み込み・運搬



重機とトラックを使用して吊り込み・積み込み・運搬を行う。

⑤植栽



新たな移植先に植栽を行う。

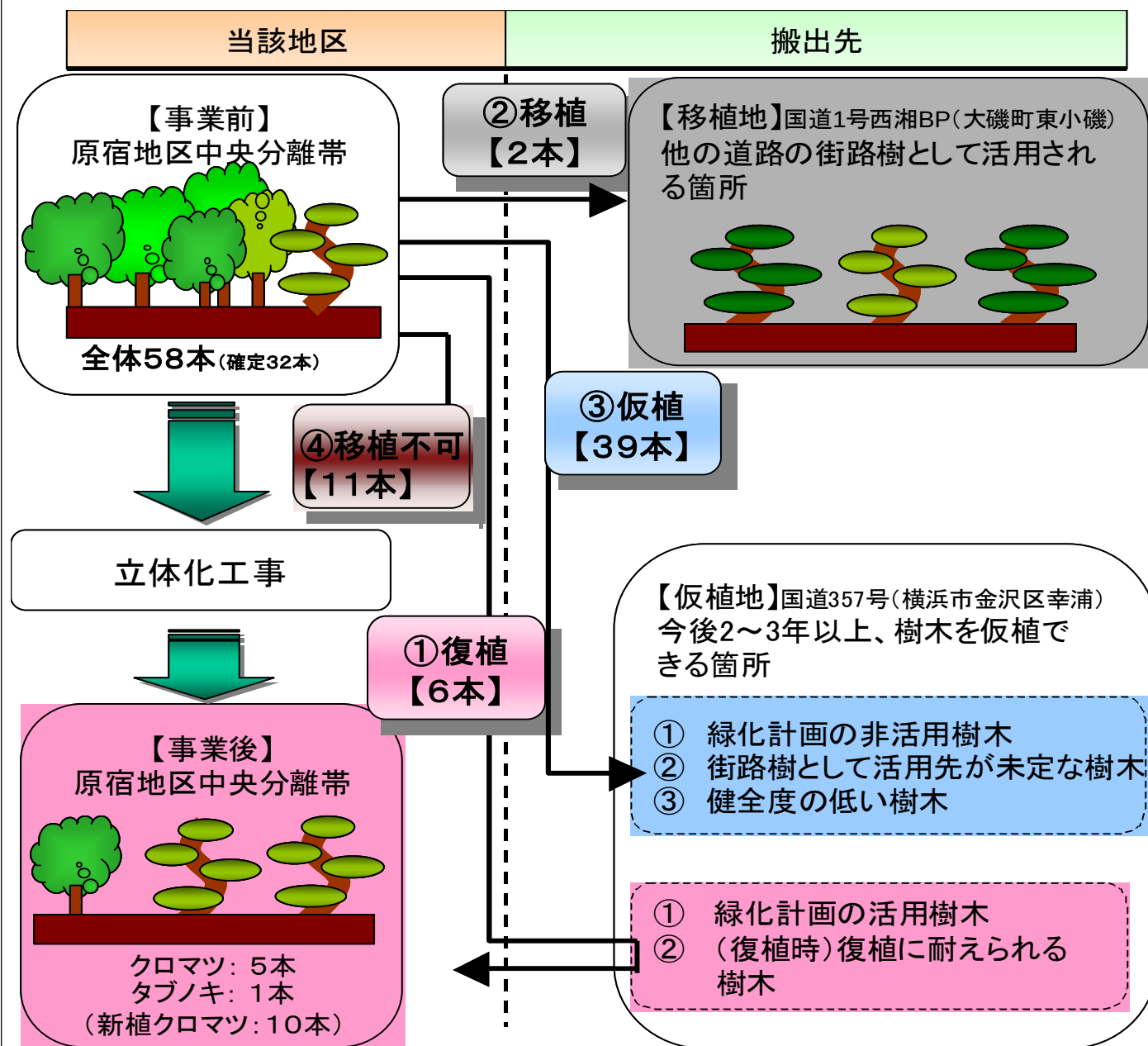
図 移植作業の流れ

●見直した「移植計画」の内容

移植できない樹木が11本生じました。
これにより仮植樹木が39本になりました。

工事実施に際しての「移植計画」(総括)

1. 本体工事着手に先立ち、事業地内の移植可能な樹木を、仮植地又は移植地に搬出するものとする。
2. 工事完成後の緑化において仮植地に搬出した樹木のうちクロマツ5本、タブノキ1本を事業地内に復植するものとする。
3. なお、復植に際しては、樹木の健全度等について必要に応じ再度調査、評価を行った上で実施するものとする。



※注意) 移植計画を実施するにあたり、移植を以下の3つに区分、定義する。
 ①復植: 一旦仮植地に搬出し、再び原宿地区中央分離帯で活用すること
 ②移植: 他の道路の街路樹として活用すること
 ③仮植: 緑化計画の非活用樹木、街路樹として活用先が未定等の理由により仮植地で待機させること

※ 従前は事業地内の樹木本数を59本としていたが、枯損し、倒木等の危険があったため1本(クロマツH=3.5m)は平成18年8月にやむを得ず撤去している。